

令和6年度 第1回 市民参加推進会議（会議録概要）

| | |
|------|---|
| 開催日時 | 令和6年9月30日（月）午後1時30分から午後3時まで |
| 開催場所 | 白井市役所東庁舎3階会議室302・303 |
| 出席者 | 岡澤副会長、稲葉委員、竹内委員、増子委員、大嶋委員、折原委員、中澤委員 |
| 欠席者 | 1名 |
| 事務局 | 今井市民環境経済部長、鈴木市民活動支援課長、中村主事補、渡邊 |
| 傍聴者 | 1名 |
| 議題 | (1) 市民参加推進会議委員の職務について（資料1） (2) 市民参加推進会議のスケジュール及び会議の進め方について（資料2） (3) 令和4年度市民参加実施状況総合的評価（答申）への対応について（資料3） (4) 令和5年度市民参加実施状況総合的評価について（資料4） (5) 市民参加条例の見直しについて（資料5） (6) その他 |
| 資料 | ①資料0 第1回次第 ②資料1 市民参加推進会議委員の職務について ③資料2 市民参加推進会議のスケジュール及び進め方について ④資料3 令和4年度市民参加の実施状況に対する総合的評価（答申）への対応について ⑤資料4-1 評価シート ⑥資料4-2 評価チェック表 ⑦資料4-3 担当課調査票 ⑧資料5 市民参加条例の見直しについて |

（会議内容）

●1 開会

●2 副会長あいさつ

●3 議題

議題（1）～（4）

意見等無し

議題（5）市民参加条例の見直しについて

○●●委員 ●●委員さん、お願いいいたします。

○●●委員 御説明ありがとうございました。

幾つか教えていただきたい点があるのですけれども、まず、条例の見直しについての（1）の1番にある実施機関から執行機関へ対象範囲を拡大することなのですが、こちらの「対象範囲として、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会を追加し」とあるのですが、これらは、市民参加はしているような委員会なのでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。

昨年度から、見直しに係る調査とかを市民活動支援課でしておりまして、今回、四つ挙

げさせていただきました委員会等にも、6条に該当する市民活動を行っているかというの
は照会させていただきましたが、今のところ、していないということで回答を頂いていま
す。そういうた該当するような計画であったり条例等は持っていないということで頂いて
います。

○●●委員 ありがとうございます。

これは、対象範囲を広げるのは、今後、これらの委員会に市民参加する可能性があると
きに、きちんと評価するように条例を整えていこうという方針という理解で正しいです
か。

○事務局 委員のおっしゃるとおりです。先ほど申し上げたように、他市との比較等した
のですが、ほかの市に関しても、対象範囲としては、こういった行政委員会を入れている
ところが多数でしたので、それも踏まえて、こういった方針で挙げさせていただきました。

○●●委員 ありがとうございます。

次の質問の2番のところにつながってくるのですけれども、2番のところで、市民参加
の対象とする事業を明確にするという方向性が示されていて、それについて、条例改正は
行わないということだったのですが、昨年度、この議論が展開した背景というのが、必ず
しも市民参加を評価したほうがいいか、改正だけのものとかは、わざわざ評価するほどパ
ブリックコメントも集まっているなくて、そこまで限られた人員の中で対処すべきかどう
か、やるべきことはやるべきですし、マンパワーにも限りがあるので、全部を対象にしな
くてもいいのではないかということで、市民参加の対象とする事業を明確にしてはどうか
という提言があったと思います。

それを勘案すると、対象範囲を増やすのは、もちろん現時点では該当しないかもしれ
ないですけれども、御負担が増えるのかなと思ったので、質問させていただきました。これは今後、皆さんと議論できればと思います。

次の質問で、3番目のパブリックコメントの意見を集めるための工夫というところです
けれども、これは提出期間について、期間を増やすということだったのですが、期間より
も、どちらかというと、皆さん、何を書いたらいいか分からないので、フォーマットみた
いものを用意するのがいいのではないかと思いましたので、御検討いただければと思
います。

差し当たっては以上です。ありがとうございます。

○事務局 ありがとうございます。

三つ目のパブリックコメントの期間はおっしゃるとおりで、例えば、それこそ職員向け
のガイドラインには、フォーマットが簡素なものしかなくて、昨年のとおりに、パブリック
コメントで評価が高かった事業が多かったと思うのですけれども、その担当課が実際に
どういった工夫を凝らしたのかヒアリングしまして、それを基に、またガイドラインを充
実させていければと思います。

○●●委員 ありがとうございます。

○●●委員 ほかにいかがでしょうか。

●●委員さん、お願いします。

○●●委員 よろしくお願いします。昨年度は七つだった事業が、いきなり一つになっ

いるので、その辺の説明を先ほど聞いたのですけれども、ざっくり過ぎてよく分からなかった。令和8年度に何か加わるという、その説明があまりにも簡素過ぎて、どういったことなのかがまず1点。

あと、改正する事業、条例の改正はいつするのですか。議会の案件ですよね。このスケジュールをもうちょっと聞きたいのですけれども。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

まず、2点目のスケジュールについては、資料5の表面で、とてもざっくりなのですが、今のところ、令和7年度の12月にできればとは考えています。その間にパブリックコメントとか市民参加を実施しますので、その状況を見て。ただ、今のところは、令和7年度12月の議会で、皆様に意見を頂ければと思っています。

1点目については、私どももざっくりだなとは感じていたのですが、市の最上位計画として総合計画というものがありまして、それが5年スパンになっているのです。今、第5次総合計画の後期の計画の期間なのですが、それが令和7年度末で終了しまして、令和8年度から、また5年間の計画が始まります。それに伴って、最上位計画と申し上げましたが、福祉の計画だったり、災害時の計画だったり、あとは都市計画だったり、そういう計画は、基本的には最上位計画に沿ってつくられるものが多いです。市民参加は、基本的にその年の前年度に終了した事業、例えば令和6年度であれば、令和5年度に終わった事業が対象になると思うのですが、令和8年度からの計画ということで、令和7年度に市民参加の手法とかが終わると思うので、令和8年度からの計画ということで、どうしても総合計画と合わせるために、令和7年度末までに終わる計画が多くなるのです。なので、その前の年度である、例えば令和5年度、令和6年度あたりは、事業数が少なくなるような傾向があります。なので、令和5年度に終了した事業は1事業になりますけれども、令和6年度に終了する事業、令和7年度に終了する事業については、計画とか条例改正とかは六、七事業と多くなってくるのではないかなどということで、先ほど説明させていただきました。年によって評価数がかなり違ってきますよということで、説明させていただきました。

○●●委員 ●●委員さん、よろしいでしょうか。

○●●委員 はい。

○●●委員 ほかにいかがでしょうか。

●●委員さん、お願いします。

○●●委員 一つ、質問というかお願いなのですけれども。他の見直し案の2の広報への掲載は、紙面等の関係から云々と書いてあります。分からないでもないのですけれども、まず、広報の立ち位置をもうちょっと明確にしたらいいのではないかなど。広報で市民の皆さんに何を伝えなければいけないのかというのが大事ではないかと思います。

というのは、ホームページを見たり、情報公開コーナーへアクセスし、見たりする方々というのは、限られた方ではないのかなと。はっきり言って、私は見ません。毎月2回来る広報を楽しみにしている者もいます。ですので、広報というものを大事にしたほうがいいのかなと。

最近、思っているのですけれども、広報は見にくくなつたのです。A4判がこうなつて

いるのか、縦に見ているのか、本当に分かりにくい。どこが1ページ目なのか分からぬ。これについてもセンスがないなと思いまして、これはこれで、こういう考え方もあると思いますけれども、広報の在り方というのも、もうちょっと市の方々で議論されるべきではないのかなと私は思います。

以上です。

○事務局 御意見ありがとうございます。

広報が見にくいという件は、広報担当に伝えたいと思うのですけれども、頻度も今回から、残念ながらといいますか、月2回のところから月1回という形に変更になりまして、この第9条が、出た意見の公表という形になるので、月1回の広報でタイムリーな掲載というのが、今までなかなかできていないという現実があるのでけれども、パブリックコメントをやりますよというような御案内については、できるだけ広報に載せていくことになるとは思います。形としては、例えば、そのときに、結果の公表についてはホームページにというような誘導をしながらという形になるかもしれないですが、それでも御覧にならないということがあるかもしれない、そこをどう工夫するかというのは検討したいと思います。

○●●委員 今のは非常にいいことだと思います。見たい人は見ればいいのです。

ただ、載っているかどうかは、ホームページまで行かないといけない。そうしたら、今この話の中で、広報に、こういうものがあって、こういう結果については、今、ホームページに開示していますとか、情報公開コーナーに開示していますと1行あってもいいのかなと。要するに、今、ホームページには、こんなものを開示しましたとか、少しだけ市民の皆さんに情報を与えるようなことがあってもいいのではないかなど。そうしたら、興味のある人は、ネットを開いたりして見てくれるのではないかと思います。興味がなければ、何もアクションを起こさないと思いますということです。

○事務局 なかなかタイムリーなお知らせが難しいなというところがあって、恐らくLINEや、ほかの方法を活用しながらお知らせしていく形になっていくかなと思っています。ありがとうございます。

先ほど頂いた第6条の事業の範囲の関係について、いろいろ御意見を頂ければと思っているのですが、増やすだけではなくて、逆に今まで条例に規定していた中で、やらなくてもいいものがあるのではないかという御意見なのでしょうか。

○●●委員 そうですね。

○事務局 そこが、皆様のお考えとしても、そういうことでいいのではないかということであれば、条例改正しない形でやっていけるものなのか、第25条のところの御意見の反映で、推進会議の調査審議事項に、市民参加手続の対象に関することというのを入れてはどうかという提案なのですが、こちらが、調査審議する事業内容をこの中で検討できたらどうかという提案ではあったのですけれども、そこと併せて、事業を、条例にこう書いてあるけれども、それを対象にしないとか、あるいは条例には定めていないけれども、これを対象にしようというような権限を会議に与えてはどうかというような提案でもあるので、事業の減少や増加をどううまく反映させていけるか、考えてみたいと思っています。

○●●委員 御意見、教えていただいてありがとうございます。

25条に調査審議事項に市民参加手続の対象に関することを追加するのは、恐らく、これ

を追加しても、やっぱりやらないことにしましょうというふうにはならない、1回リストアップされた事業を審査しないほうがいいですねというふうに、会議でなることは難しいような気がします。

例えば、うろ覚えなのですけれども、去年実施した7事業のうち、一部改正で、しかも、市民の方があまり関係しないような何かの改正みたいなものがあったと思ったのですけれども、そういうものだと、パブリックコメントを実施しても、御意見は集まらず、御負担だけが大きくて、広報の紙面も割きみたいな感じになってしまって、ある程度明確な基準ですかね。今も、こういう基準の下に事業をピックアップしているというはあると思うのですけれども、もう少しそれをガイドラインレベルでもいいと思うのですが、精査するような仕組みができるといいのではないかというふうに感じました。どうぞよろしくお願ひします。

○事務局 ありがとうございます。

今の条例の内容が、計画の策定または変更というような大きい書き方なので、変更の部分を、一律に全ての変更を含めるのではなくて、こういった変更は含まなくてもいいというようなことが、ガイドラインの記載で対応可能なのかどうかですね。

○●●委員 そうですね。

○事務局 もしくは、条例自体を直さなければいけないものかという相談をしながら、また会議でも提案させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○●●委員 ●●委員さん、お願ひいたします。

○●●委員 御説明ありがとうございました。

今の6条のところで、先ほど御説明の中で、少し定量的に言えそうなところは定量的にというお話もあったのですけれども、これは、これまで評価してきた事業を参考にしながら、少し数字を示せそうなところは示していくようなお考えなのでしょうか。

○事務局 そうですね。これまで対象になった事業、例えば、文化センターの大規模修繕もそうなのですが、それを参考にしながら検討できればと考えています。

あと、ほかの市を参考にさせていただくと、5億円など、定量的に示しているところもあるので、あくまで白井市の現状を踏まえながらですが、こういった他市の状況を見ながら、全体的に考えていくべきと考えています。

○●●委員 ありがとうございます。

今の議論は、すごく難しいところだなと思っています。市民参加の対象とする事業というのが、時代によって変わっていく部分もあるのかなと思いますので。ガイドラインで柔軟に対応できるようにしていったほうがいい一方で、評価する事業の数が多いときは、重点的に評価したほうがいいものと軽く評価したほうがいいものもあるので、その部分の濃淡を少しつけられると、よりいい提言が出せるようになるのかなと感じるところもあります。この2番に関しては、継続的に意見交換させていただければと思いました。

あと、もう一点、4番と6番なのですが、何となくここはセットで考えたほうがいいような気がしております。この市民参加推進会議に関しても、無作為の方が入られていて、とても良い意見を出してくださいます。人が変わっていくことであったり、これまであまりこういう会議に関わられてこなかったような方が参加するというのは、とても重要なことだと思いますので、一部でも人がちゃんと入れ替わっていくような流れができるといい

のかなと、4番のところでは思いました。

また、6番に関しては、無作為を活用した市民参加の機会活用ということで、白井市さんでは、すごくいい無作為抽出公募委員候補者登録制度がありまして、これは、ほかの市でもないような珍しい制度なので、条例改正は行わないとした背景について、もし議論があれば教えていただきたいのと、これに関しては、制度化するということもすごくいいことなのではないかと思いますので、何で条例改正を行わなかったのかなと思いましたの。よろしくお願ひします。

○事務局 ありがとうございます。

申し上げているように、案になるまでこういった意見を頂いて、次までに、意見を交わしながら案を示せねばと思います。

○●●委員 追加なのですけれども、無作為抽出に関して、制度化している地域というのが日本でも数事例ありますので、もしよかったですら、そういう事例を紹介させていただけたらと思います。

○事務局 ありがとうございます。

4番の再任の制限の関係で、今回は、全ての委員さんの再任、1回限りというのを撤廃するというふうにしておりますが、自治体によっては、学識経験者だけを撤廃する、ただし書きで、学識経験者の方だけは再任という規定をしているところもあるので、そこも皆様のお考えをお聞きしながら、一律にという形にするのか、学識者のみとするのかというのは、御意見を頂けるとありがたいところではあります。

○●●委員 今、事務局さんのほうから、委員の再任制限についてということで、一つ御意見を伺いたいというお話をありました。そのことと、さらにこの対応方針案全体についても、何か御意見、御質問があれば伺いたいと思いますので、お願ひいたします。

●●委員、お願ひします。

○●●委員 ●●と申します。昨年から参加させていただきまして、去年、7事業をチェックさせていただいたのですが、その中で、今年度は1事業になった。それは、5年計画や3年計画で市で決めていることなのでしょうけれども、大まかに変わった事業の内容が多分あると思うのです。例えば、桜台小学校・中学校の給食のことに関しても、去年議題に挙がっていたので、お話をさせていただいたのですが、来年から、自校式から厨房式の給食センターに変わるということが、もう決まったのですよね。なので、方向性がどうなったかという結果が分からぬまま事業がなくなってしまうのかなというのが、どうなのかなというところがありました。

あと、先ほど委員さんのほうからあったとおりに、興味のあること、ないこと、また、学識者で知っていること、知っていないことによって、多分、評価の受け方が変わってくると思うのです。全然知らないことを聞いて、今、こういうことを白井でやっていて、それを各課の取り組み方を見て評価させていただいたと思うのですけれども、今回は1事業で、高齢のことということで、自分にも親がいますので、そういえば、そういうことを白井でどういうふうにやっているか知らないなということがあるので、今回、そういうところも見直して評価していかないと、市民の公募の在り方もまた違ってくるのかなというところがありますので、一つ、御意見だけ言わせていただければと思います。

以上です。

○事務局 ありがとうございます。

○●●委員 ほかに、いかがでしょうか。

では、私のほうから一つ、質問といいますか、意見でございます。

ちょっと話を戻しますが、対応方針案の2に、市民参加の対象とする事業を明確にするというところがございまして、現状でも、逐条解説とか、令和4年に出された職員さん向けのガイドラインにて、かなり市民参加の対象事項について細かく説明がされているかと思います。特に、対象事項としては、1から6まで分けて書かれているというのをホームページにアップして、資料で確認させていただいたのですが、現状でこれだけ細かに解説なり説明がされているということで、さらに、どういう周知や啓発をされるのかなというふうな興味があったところでございます。その中で、数字をお示しするというようなお話が、先ほど事務局のほうからも出ましたけれども、そこをもうちょっと詳しく教えていただいてよろしいでしょうか。

○事務局 ありがとうございます。

申し上げた、数字で説明するというのが、例えば条例だと、第6条で市民参加の対象となる事業が明記されていて、その中の第5項、市民の公共の用に供される大規模な施設の整備に係る計画、大規模な施設の修繕等についても市民参加の対象になっているのですが、大規模の定義であったり、そこら辺で判断に迷う部分があると思います。そこを数字でお示しできればいいのかなというところで、そこについても御意見を頂きたくて、本日、案として出させていただいたところであります。

○●●委員 ありがとうございます。

これは、そういう意味では、予算規模とか、そういうところで数字が出るということは、分かりやすいということだとは思います。

ほかには、いかがでございますでしょうか。

●●委員さん、お願いいたします。

○●●委員 ちょっと踏み込んだ質問をさせていただきます。1番も少し条例を改正して、実施機関から執行機関へ対象拡大というところがあつたり、あと、4番の市民参加推進会議における権能の強化とかを見ると、市民参加推進会議というものの重要性について、市民から声が上がってきて、少しずつ変化していくようなイメージを私は持っているのですけれども、市の中で、市民参加の重要性みたいなことが増してきたがためにこういう話になっているのか、もしくは、そうではないのか、その辺を少し踏み込んで教えていただきたいのです。

というのも、こういうことを行うということは、市民側のコミットメントも強くなってくるということなのかなと思いますので、この市民参加推進会議のこれからにつながってくる話だと思いますので、そこら辺をお伺いできればと思います。

○事務局 ありがとうございます。

私の感覚にはなってしまうのですが、最初に市側でということとか、市民からのそれが大きいのかというのが、正直に申し上げると、市民から直接、市民参加の機会が少ないとか、そういった意見をあまり私は頂いてはいないのです。

ただ、どうしても事業を進めていく上で、市が必要だから、こうやって拡大していくのかとおっしゃられると、そうだとは考えています。市が必要だからというのは確かにある

と思いますが、ただ、直接意見を頂いていないのですけれども、そもそも市民参加を、先ほどもちょっと申し上げた広報で答申を実施しましたというのを載せたりとか、市民参加している、こういったことをしているよというのをまず周知するところが大事なのかなというところで、まだ、その段階なのですかね。そういったところです。

○事務局 今、担当からもあったとおりではあるのですけれども、市の方針としては、総合計画においても、市民参加・協働というのは施策として非常に重視しているところなので、市民の側からのというのは、多分、こちらからの市民の皆様へのお伝えの仕方の課題もあると思います。そういった点で、それに対しては、御意見を頂いているとは言えないのですが、市の施策としては、これからも市民参加を強化していきたいというのではありませんので、会議の権能の強化というのも必要性は高いというふうに、もちろん平成29年に頂いた御意見も踏まえて、市としても必要性があるというような考え方ということです。

○●●委員 ありがとうございました。

今、おそらく総合計画を検討されている時期かと思います。そういうところの話とも少し連動してくるところなのかなと思いますので、今後とも、そこで情報交換とか、交流みたいなものがあるといいのかなと思いました。ありがとうございます。

○●●委員 そのほか、いかがでございますでしょうか。

●●さん、お願いいいたします。

○●●委員 今の●●先生のお話で気づいたわけではないのですが、今のお話は、市からの要請なのか、あるいは住民からのということで、その中の市からというか、大きく市の意識も変えようということで、この資料ですと、先ほど3のところで、職員の研修を継続して実施されるというのがあったと思います。実際に行われた事業をいろいろなチェックリストを基にチェックして、どうだということをやることももちろん大事なのですが、一方で、携わる職員の方々が、そういう気持ちを持って業務に取り組むということが、その一步手前でとてもやられたことかなと思っています。

一方で、この前も研修のことで私が聞いたと思うのですが、私みたいに普通の民間企業にいて、研修とかをやっても、受ける側はなかなか、いま一つ乗ってこないとか、理解が浅いみたいなことがあると思うのです。これは意見というよりも、興味があつてお聞きしたいのですけれども、新規採用の30名に対して研修をされたということで、様子というとやや漠とした質問なのですが、皆さん、どんな感じで受けていて、どんな様子だったのかということを簡単に御紹介いただけするとありがたいかなと思います。

○事務局 ありがとうございます。

講師として、私がさせていただきました。大体50分、40分程度させていただいたのですが、皆さん、メモとかを取りながら真剣に聞いていただけていたのですけれども、いまいち、先ほども申し上げたとおり、新規採用職員以外のほかの職員に実施した研修をかみ砕いて、分かりやすくはしたつもりなのですが、やはりまだ難しいような印象は受けました。なので、研修した上で、実際、新規採用の方が業務に取り組む際に、あのとき研修していたのは、こんなことなんだよというのがまた分かるような形で、それこそ職員向けのガイドラインとかで、より分かりやすく提示できればと、研修の後に考えてはおりました。